

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（入港手続）

第十五条 外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。第十八条第一項（入出港の簡易手続）において同じ。）以内に政令で定める事項を記載した入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員氏名表を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない。ただし、入港した開港の所在地を所轄する税関にあらかじめこれらの書類（入港届を除く。）を提出した場合は、その提出した書類については、この限りでない。

2 外国貿易船が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届、積荷目録、旅客氏名表（当該外国貿易船に旅客が搭乗する場合に限る。）及び乗組員氏名表を税関に提出しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 及び 4 （省 略）

5 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。以下「特殊船舶等」という。）が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、政令で定める事項を記載した旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

（出港手続）

第十七条 外国貿易船等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、政令で定める事項を記載した積荷目録、旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

2 （省 略）

（総合保税地域の許可）

第六十二条の八 総合保税地域とは、一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設（次項において「一団の土地等」という。）で、次に掲げる行為をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

一 三 （省略）

2 税関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該一団の土地等が、その事業の内容、株主又は出資者若しくは拠出者の構成その他の事項を勘案して政令で定める要件を満たす法人により所有され、又は管理されるものであること。

二 六 （省略）

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（抄）

（外国貿易船の入港届等の記載事項）

第十二条 法第十五条第一項（外国貿易船の入港の手續）に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 （省略）

二 積荷目録 船舶の名称及び国籍並びに積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号

三 五 （省略）

2 （省略）

（外国貿易船の入港届等の記載事項）

第十三条 法第十五条第二項（外国貿易船の入港の手續）に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 （省略）

二 積荷目録 航空機の登録記号及び国籍並びに積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号

三 四 （省略）

（特殊船舶等の入港届等の記載事項）

第十三条の三 法第十五条第五項前段（特殊船舶等の入港届等）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、第十二条第一項第一号に定める事項とし、法第十五条第五項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、第十二条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第十五条第五項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、第十三条第一号に定める事項とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、同条第三号又は第四号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 前二項の場合においては、第十二条第一項ただし書の規定を準用する。

（外国貿易船等の出港届の記載事項等）

第十六条 法第十七条第一項前段（出港手続）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段（出港の際の旅客氏名表等の提出）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、第十二条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第十七条第一項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、第十三条第二号から第四号までの各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 前二項の場合においては、第十二条第一項ただし書の規定を準用する。

（一団の土地等を所有又は管理する法人の要件）

第五十一条の十一 法第六十二条の八第二項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一（省 略）

二 次に掲げる法人であること。

イ 地方公共団体その他財務省令で定める法人（イにおいて「地方公共団体等」という。）又は地方公共団体等にその株式を所有され、若しくは出資若しくは拠出をされている法人（イにおいて「出資等法人」という。）にその株式を所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で、一の地方公共団体等の所有に係る株式の数又は一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額（出資等法人にその株式を所有され、又は出資若しくは拠出をされている場合にあっては、出資等法人の所有に係る株式の数又は出資等法人の出資若しくは拠出の金額に、当該出資等法人の発行済株式の総数又は出資若しくは拠出の金額に対する出資等法人に係る一の地方公共団体等の所有に係る株式の数又は一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額の割合を乗じて得た株式の数又は出資若しくは拠出の金額を含む。）が、その発行済株式の総数又は出資若しくは拠出の

口 総額の百分の三以上であるもの
（省略）